

内航機関区域無人化船の設備に関する事項

改正要領

自動化設備規則検査要領

改正事項

内航機関区域無人化船の設備に関する事項

改正理由

国土交通省において、航行区域が限定される内航船舶を対象とし、それら船舶の運航形態の実情を配慮し、安全性を確保した上で機関区域無人化設備の基準を見直すべく整理が行われた。

その結果、2011 年 4 月に当該基準に関する船舶検査心得の一部改正が行われ、公布されることとなったことから、今般、同船舶検査心得改正に基づき関連規定を改めた。

改正内容

国際航海に従事しない総トン数 5,000 トン未満の船舶（限定近海区域、沿海区域及び平水区域を航行する船舶に限る）であって、機関区域無人化設備の登録を行う船舶について、一部の警報装置及び冷却系ポンプの自動切替装置の省略を認めることができる旨を規定した。